

# ～ 申請書等を郵送する前に ～

書類の不備や記載漏れなどがあった場合  
支援金の支給が通常よりも遅くなる  
 ことがありますので、  
申請前に必ずご確認ください。

- 支給要件は満たしていますか？  
 (事業規模等要件と売上要件) ⇒申請要領「2(1)、(2)」  
 参照
- 令和3年5月の県独自の緊急事態宣言中の時短要請  
 に係る協力金を受給していませんか？  
(時短要請の協力金を受給された事業者はこの支援金  
 は受給できません) ⇒申請要領「2(1)⑥」参照
- 必要な書類はすべてそろっていますか？
  - ・ 申請書、請求書
  - ・ 売上が確認できる書類
  - ・ 確定申告書
  - ・ 本人確認書類 (個人事業者のみ)
  - ・ 口座確認書類
- 印鑑の押し忘れ、記載漏れはありませんか？  
 (申請書と請求書)
- 受付期間を過ぎていませんか？  
 (令和3年7月8日～10月8日まで)
- 申請先は間違っていないですか？  
 (各商工会議所又は各商工会)